

静岡市立清水桜が丘高等学校 生徒身装規程 (R6、R7 入学生用)

身装規程が定められている意味を理解し、自ら判断することを通して、清桜生としてふさわしい身装を主体的に心がける。

1 男子の部

冬服は、黒色詰襟の学生服を着用する。

上着の襟には、校章(左襟)をつける。

冬服着用時期以外は、本校規定の長袖ワイシャツ、または、本校規定の半袖開襟シャツを着用する。

靴下は、くるぶしが隠れる丈で白色とする。(ワンポイントは可)

頭髮は清潔感のある髪型とする。染色・脱色等特別な加工をすることを禁止する。前髪の長さは、目に掛からない長さとし、眉毛が隠れないようにする。耳にかからないようにし、後髪は3cm程度刈り上げること。

2 女子の部

冬服は、本校規定の制服(三つ揃い)を着用し、校章を左胸部につける。

冬服着用時期以外は、以下のいずれかの服装とする。

- ・本校規定の長袖ブラウス、ベスト、ネクタイ(ベストの左胸部に校章を付ける)
- ・本校規定の長袖ブラウス、ネクタイ
- ・本校規定の長袖ブラウス
- ・本校規定の半袖開襟ブラウス

靴下は、本校規定のソックスとする。

スカート丈は、膝が隠れる長さとする。

頭髮は清潔感のある髪型とする。染色・脱色等特別な加工をすることを禁止する。髪が襟元を超える場合は結ぶ。前髪は目に掛からない長さとし、眉毛が完全に隠れないようにする。

3 防寒着について(冬服着用時)

学生服または制服の下に華美でないセーターを着用してもよい。ただし、襟・袖口・裾からセーターが出ないようにすること。指定セーターを新しく購入した場合は、R8 入学生と同様に、長袖シャツの上に着用が可能となる。女子は黒無地の透けないタイツを着用してもよい。防寒着について、マフラー・手袋は華美でないものを、上着は学校指定のオーバーコート(女子のみ)や部活動で使っているジャージ等や黒・紺等の華美でなくシンプルなもの(ロッカーやカバンにたんでしまえるもの)を着用してもよい。ただし、校舎内では着用しないこと。

4 男女共通

靴は、黒の革靴とする。形は、紐靴又はローファーとし、ブーツ・つま先のとがったもの・かかとの高いもの等は禁止する。また、雨天の登校時には華美でない長靴の着用を許可する。

通学用靴は、教科書等が入る華美でないものとする。

雨天時の自転車通学の際には、自転車用雨合羽を着用する。

爪は常に短く切り、清潔にしておくこと。

指輪・アクセサリ・ピアス等やマニキュア・着色リップクリーム等を含め、化粧をしてはならない。

健康上の理由などで上記規定以外の身装をしなければならない場合は担任に申し出ること。

静岡市立清水桜が丘高等学校 生徒身装規程 (R8~入学生用)

身装規程が定められている意味を理解し、自ら判断することを通して、清桜生としてふさわしい身装を主体的に心がける。

1 制服

制服は下記の A タイプ、B タイプいずれかのものを着用する。

A タイプ(右前ボタン)	B タイプ(左前ボタン)
・上着(ブレザー)	・上着(ブレザー)
・ネクタイ	・ネクタイ
・長袖シャツ	・長袖シャツ
・スラックス	・ベスト
	・スカートまたはスラックス

冬服(式典時)は、上記のものをすべて着用し、校章を左胸部につける。

冬服着用時以外は、以下のいずれかの服装とする。

- ・本校規定の長袖シャツ、ベスト、ネクタイ(ベストの左胸部に校章を付ける)…B タイプのみ
- ・本校規定の長袖シャツ、ネクタイ
- ・本校規定の長袖シャツ
- ・本校規定の半袖ポロシャツ

また、気候に合わせて長袖シャツの上に、本校規定のセーターを着用してもよい。

A、B タイプ共にスラックスの場合は、黒の革のベルトを着用すること。

靴下は、本校規定のソックスとする。

靴は、黒の革靴とする。形は、紐靴又はローファーとし、ブーツ・つま先のとがったもの・かかとの高いもの等は禁止する。また、雨天の登校時には華美でない長靴の着用を許可する。

2 頭髪

頭髪は清潔感のある髪型とする。染色・脱色等特別な加工をすることを禁止する。前髪の長さは、目に掛からない長さとし、眉毛が完全に隠れないようにする。刈り上げる場合には、耳にかからないようにし、後ろ髪は3cm程度刈り上げる。また、髪が襟元を超える場合は結ぶこと。

3 その他

- ・通学用靴は、教科書等が入る華美でないものとする。
- ・爪は常に短く切り、清潔にしておくこと。
- ・指輪・アクセサリー・ピアス等やマニキュア・着色リップクリーム等を含め、化粧をしてはならない。
- ・雨天時の自転車通学の際には、自転車用雨合羽を着用する。
- ・防寒着について、マフラー・手袋は華美でないものを、上着は部活動で使っているジャージ等や黒・紺等の華美でなくシンプルなもの(ロッカーやカバンにたんでしまえるもの)を着用してもよい。ただし、校舎内では着用しないこと。
- ・健康上の理由などで上記規定以外の身装をしなければならない場合は担任に申し出ること。